

●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間の更新をする。

令和7年8月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 名称

金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区

2 区域

善通寺市大麻町字岡2563-1、2563-4、2563-8及び2563-9の各地番の区域

3 存続期間

令和7年11月15日から令和17年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、「さぬきのこんぴらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・自然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。

古くから信仰の場として大切に保護されてきた豊かな自然は、特に野鳥にとって良好な生息環境であり、「香川県レッドデータブック2021」に記載された絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、サシバ、サンショウクイ等が確認されているなど、観察できる種数も豊富であることから、鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●特別保護地区の指定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をする。

令和7年8月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 名称

金刀比羅宮社有林大麻山特別保護地区

2 区域

善通寺市大麻町字岡2563-1、2563-4、2563-8及び2563-9の各地番の区域

3 存続期間

令和7年11月15日から令和17年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、「さぬきのこんぴらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・自然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。

古くから信仰の場として大切に保護されてきた豊かな自然は、特に野鳥にとって良好な生息環境であり、「香川県レッドデータブック2021」に記載された絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、サシバ、サンショウクイ等が確認されているなど、観察できる種数も豊富であることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間の更新をする。

令和7年8月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 名称

大窪寺鳥獣保護区

2 区域

さぬき市多和地内の矢筈山三角点を起点とし、同所から矢筈山山頂までの稜線を南に進み矢筈山山頂に至り、同所から兼割国有林と大窪寺所有林の境界（通称西尾谷）を南東に進み榎川との交点に至り、同所から榎川を南西に進み市道榎川線との交点に至り、同所から市道榎川線を南西に進み里道との交点に至り、同所から里道を南に進み一般国道377号との交点に至り、同所から一般国道377号を北東に進み市道菅兼割線との交点に至り、同所から市道菅兼割線を南に進み市道菅谷線との交点に至り、同所から市道菅谷線を東に進み小通から払川に至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進みさぬき市と東かがわ市の境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み一般国道377号を横断し林道矢筈太郎平衛線との交点に至り、同所から林道矢筈太郎平衛線を北に進み通称杖立峠から女体山、矢筈山に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月15日から令和17年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

県の自然環境保全地域に指定されている区域を含んでおり、「香川県レッドデータブック2021」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のクマタカや絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、ハチクマ、アカショウビン、準絶滅危惧種のニホンイタチ等も確認されていることから、豊かな自然が残った野生鳥獣の生息環境として非常に恵まれた地域であることから、鳥獣保護区及び特別保護地区に指定し、その保全を図る。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●特別保護地区の指定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をする。

令和7年8月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 名称

大窪寺特別保護地区

2 区域

さぬき市多和字兼割89-1、89-5、89-9及び89-10の各地番の区域

3 存続期間

令和7年11月15日から令和17年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

県の自然環境保全地域に指定されている区域を含んでおり、「香川県レッドデータブック2021」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のクマタカや絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、ハチクマ、アカショウビン、準絶滅危惧種のニホンイタチ等も確認されていることから、豊かな自然が残った野生鳥獣の生息環境として非常に恵まれた地域であることから、鳥獣保護区及び特別保護地区に指定し、その保全を図る。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●鳥獣保護区の存続期間の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区の存続期間の更新をする。

令和7年8月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 名称

内場池鳥獣保護区

2 区域

高松市塩江町地内の市道内場池西岸線と主要地方道美馬塩江線との交点を起点とし、同所から主要地方道美馬塩江線を西に進み市道檜上線との交点に至り、同所から市道檜上線を南に進み市道内場池西岸5号線との交点に至り、同所から市道内場池西岸5号線を西に進み市道内場池西岸線との交点に至り、同所から市道内場池西岸線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月15日から令和17年11月14日まで

4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 香川県指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 香川県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、高松市塩江町にあるダム湖で、春は桜、夏は深緑、秋は紅葉、冬は雪景色と、四季折々の美しい自然の景観が満喫できる観光地となっている。

また、県下有数のカモ類の渡来地として知られ、令和5年度ガンカモ類の生息調査ではホンハジロ、オシドリ、マガモが確認され、県下でも数少ないオシドリの越冬地となっている。また、「香川県レッドデータブック2021」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のヤマセミや、絶滅危惧Ⅱ類のハチクマ、サシバ、サンショウクイ等の鳥類が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。